第四次 塩尻市地域福祉計画
【令和９年度 改訂版】(素案)

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画
（重層的支援体制整備事業実施計画）
塩尻市成年後見制度利用促進基本計画
塩尻市再犯防止推進計画

令和6（2024）年度～令和 14（2032）年度

塩尻市

目次

第３章　計画の基本的な考え方 1
　第１節　令和９年度見直しの考え方 2
　　１　　見直しの背景 2
　　２　　見直しの基本方針 2
　第２節　基本理念・ありたい姿・推進目標 3
　　１　　基本理念 3
　　２　　ありたい姿・成果指標 4
　　３　　推進目標 6
　第２節　施策体系 7
第４章　施策の展開 8
　　推進目標１【体制づくり】 見えにくい課題を抱えている人に気づき 必要な支援と地域につなげる （塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画） 9
　　１−１　幅広く受け止める相談支援体制をつくる 16
　　１−２　地域で見守り・寄り添う伴走支援 20
　　推進目標２【安心づくり】 困った時に頼れる制度やサービスがある 23
　　２−１　権利擁護を推進する （塩尻市成年後見制度利用促進基本計画） 24
　　２−２　安心・安全な暮らしを守る 28
　　２−３　公的な福祉サービスを適切に運営する 32
　　２−４　再犯防止を推進する （塩尻市再犯防止推進計画） 36
　　推進目標３【関係づくり】 ゆるやかにつながり感謝がめぐる 41
　　３−１　住民同士がゆるやかにつながる 42
　　３−２　困りごとに気づける 46
　　３−３　困りごとと担い手がつながる 50
　　推進目標４【場づくり】 誰もが暮らしやすい地域に向け住民が参画する 53
　　４−１　福祉のまちづくりを考える （福祉分野、福祉起点） 54
　　４−２ これからのまちづくりを考える （福祉以外の幅広い分野） 56

第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　令和９年度見直しの基本的な考え方

１　見直しの背景

（1）社会福祉法の改正（令和８年）

令和２年の社会福祉法改正の附則において、５年後を目途に検討することとなっており、「地域共生社会の在り方検討会議」において検討が進められ、令和７年５月に中間とりまとめが公表されています。生産年齢人口の減少、85 歳以上の人口の増加、人口減少の地域差、単身高齢者等の増加、互助機能の低下など社会構造が急速に変化しています。2040 年に向けて、「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層推進するため、社会福祉法の改正が行われました。

【改正の概要】

①包括的な支援体制整備に必要な要素の明確化

②頼れる身寄りのない高齢者等を支えるための支援体制の整備

③地域権利擁護相談支援センター（中核機関）の法定化

④防災分野との連携

２　見直しの基本方針

本計画は、第六次塩尻市総合計画の中期戦略の策定に合わせて見直すこととしています。見直しにあたり、本編の「第１章」及び「第２章」はそのまま踏襲し、第３章及び第４章を見直します。

見直しにあたっての基本方針は、「基本理念」、「ありたい姿」及び「推進目標」は、本計画の骨格を成すものであり、総合計画と整合を図っていることから、見直しは行わないこととします。各施策の「目指す姿」、「施策の方向性」及び「主な取組」については、令和６年度からの３年間の事業の進捗状況等を評価するとともに、社会情勢の変化や新たな課題の顕在化、国の動向等を踏まえ、必要な見直しを行います。また、３年間（令和６年度～８年度）の活動指標の取組状況を検証し、次の３年間（令和９年度～11 年度）の目標値を設定します。なお、活動指標の最適化を図るため、必要に応じて見直します。



第２節　基本理念・ありたい姿・推進目標

本市においては全国の傾向と同様に、少子高齢化、核家族化、近隣関係の希薄化などを背景に、公的な支援制度があっても誰もが「自分らしい暮らし」や「生きがいのある生活」を手にすることが難しい状況があります。

対象や要件に基づいて提供される公的福祉制度や、地域住民による自主的な地域福祉活動には限界があります。こうした状況から、活用しやすく柔軟で機動的な公的支援が提供され、様々な手助けやさりげない見守りがあり、支えるだけでなく支えられる側も時には誰かを支えるような地域社会を、市・市社協・市民が協力し、それぞれが役割を持って取り組んでいくことが何よりも大切です。

このため、本市では、「誰もが役割と生きがいが持てる地域共生社会の実現」を基本理念に置き、「ゆるやかなつながりと、感謝が循環する『お互い様文化』で暮らしを支え合い、困りごとの解決に寄り添えるまち」の実現を目指します。

１　基本理念

基本理念：誰もが役割と生きがいが持てる地域共生社会の実現

人は、一人では生きていくことができません。誰もが必ず、誰かの支えがあって日常生活を送っています。また同時に、誰もが何らかの役割を持ち、誰かの支えになっています。このように地域の中にある「支え・支えられる関係」の循環を、改めて認識することが求められています。

本計画が目指す地域共生社会とは、強みも弱みも持っている人が、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会です。この地域共生社会を共に創っていくことを目指します。

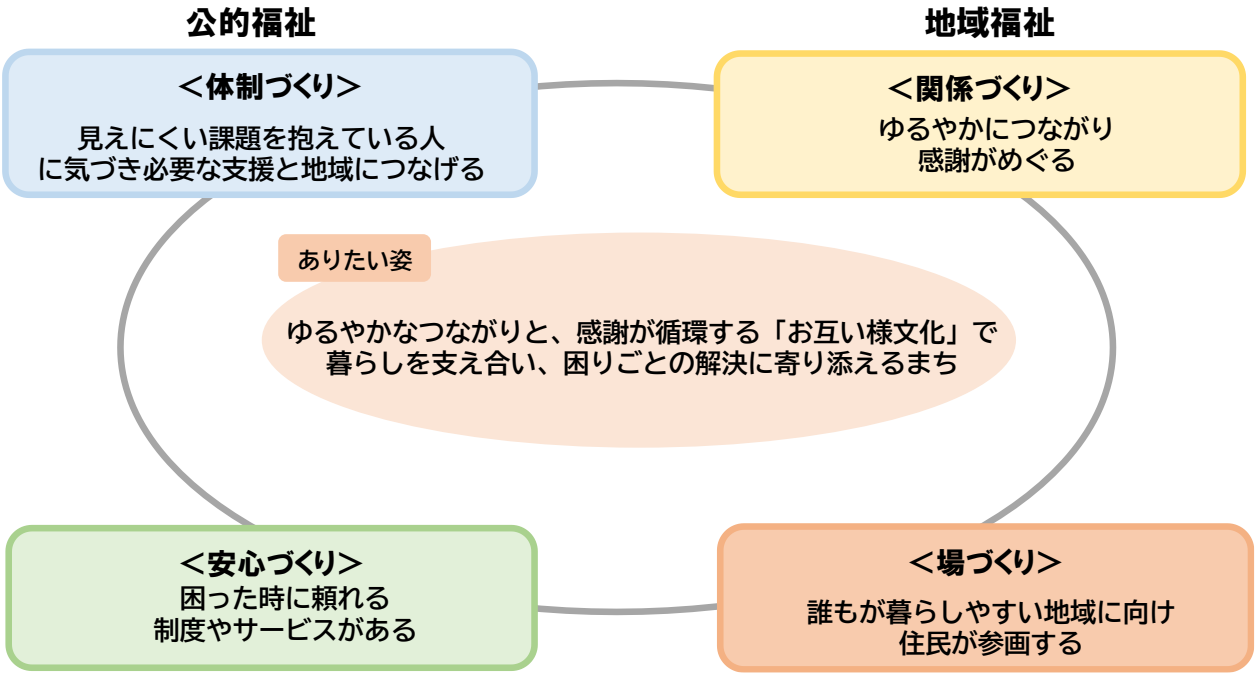

２　ありたい姿・成果指標

ゆるやかなつながりと、感謝が循環する「お互い様文化」で
暮らしを支え合い、困りごとの解決に寄り添えるまち



現在、私たちが暮らす塩尻市には、医療や福祉などの公的福祉制度が整備され、生活を支える公共交通や生活支援などの仕組みも整ってきています。

しかし、公的福祉制度では、困っているすべての人にあわせた最適な支援が行き届かない現実もあります。また、公的福祉制度が拡充されてきた中で、家族などの親族や友人、近所の人のお世話などの負担が減った一方、何でも制度に任せればよいという考えが広まってしまうという弊害も生じています。

本計画では、こうした現状を踏まえて、地域住民や多様な主体が「我が事」として地域に参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域社会を目指します。しかしながら、いきなり大きく地域を変えていくことは現実的ではないことから、市民一人ひとりが無理なくできる範囲で取組をはじめ、小さな意識の変化や続けられる行動を積み重ねることで、確かな地域の変化につなげていくことを目指します。

「ゆるやかなつながりと、感謝が循環する『お互い様文化』」とは

- 隣近所で支え合う関係をつくるには、相互に信頼し合う関係性があることが前提になります。日頃から挨拶や声かけを心掛け、「ありがとう」という感謝の気持ちを相互に伝え合う良好な関係づくりの循環をつくっていくことが大切です。
- 最初は身近な地域で、挨拶や声かけなど負担が少ないことからはじめ、顔の見える気持ちのよい関係ができることで、何か困ったことがあれば「お互い様」の気持ちで支え合う雰囲気を定着させていきましょう。

「暮らしを支え合い、困りごとの解決に寄り添えるまち」とは

- 暮らしの中での困りごとを人に伝えることや、助けを求めることは恥ずかしいなどとの思いから難しいと感じる一方、誰かに知ってほしい、聞いてほしいという気持ちも生じます。
- 地域にある「支え・支えられる関係」の中で、それとなく見守ったり、話を聞くなど、困りごとに寄り添える雰囲気を定着させていきましょう。
- 専門の相談支援機関などにつなぐことで、効果的な支援に結びつくこともあります。地域での支え合いや寄り添いといった地域福祉と、専門の相談支援機関などの公的福祉を重ねることが、困りごとの解決につながります。困りごとに寄り添いつつ、公的福祉制度につなげていきましょう。

【成果指標】

■地域におけるボランティア活動者数			
現状値 【基準年度】	第１期中期戦略 現状値 【令和８年度】	第２期中期戦略 目標値 【令和 11 年度】	長期戦略 目標値 【令和 14 年度】
6,937 人 【令和４年度】	人	7,300 人	7,500 人
■地域の人が困っていたら手助けしたいと考える市民の割合			
現状値 【基準年度】	第１期中期戦略 現状値 【令和８年度】	第２期中期戦略 目標値 【令和 11 年度】	長期戦略 目標値 【令和 14 年度】
70.4% 【令和５年度】	%	%	増加

※本計画の成果を測定するため、第六次塩尻市総合計画の長期戦略の最終年度（令和 14 年度）及び第２期中期戦略の終了年度（令和 11 年度）の目標値を設定します。

3　推進目標

基本理念のもと、ありたい姿の実現に向け、４つの推進目標を設定し、取組を進めます。

＜公的福祉＞

推進目標１：【体制づくり】
見えにくい課題を抱えている人に気づき必要な支援と地域につなげる

【塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）】

- 公的福祉制度における関係部門が、それぞれの分野を超えて連携し、世代や属性などに関わらず幅広く受け止める相談支援体制を構築します。また、困りごとに気づいた市民の声を確実に受け止められる仕組みを構築します。
- 増加している「複雑化・複合化」した課題に対応できるよう、市の関係部署をはじめ、関係機関等の連携と支援を重ねることによる包括的な支援体制を構築します。

推進目標２：【安心づくり】
困った時に頼れる制度やサービスがある

- 障がいや介護などの公的福祉サービスが、必要な時に利用できるよう、サービスの提供体制を確保するとともに、在宅生活を支えるサービス等の担い手の確保に努めます。
- 自殺や虐待などの未然防止と早期対応、成年後見制度の利用促進、再犯防止の推進など、誰もが安心・安全な地域生活を送ることができるセーフティネットを構築するとともに、市民の財産と命を守る地域防災・防犯の取組を充実させていきます。

＜地域福祉＞

推進目標３：【関係づくり】
ゆるやかにつながり感謝がめぐる

- 住民同士が顔見知りになり、「お互い様」の気持ちで支え合い、さりげなく気に掛けるようなつながりを促進するため、様々な場面を活用して、世代を超えた多様な人同士の交流や、互いに認め合い、理解し合える機会をつくります。
- 個別支援を通じて、地域にある「困りごと」などの地域課題を把握し、「困りごと」を「手助け」できる有償ボランティアの仕組みを構築するなど、「困りごと」と「手助け」をつないでいきます。

推進目標４：【場づくり】
誰もが暮らしやすい地域に向け住民が参画する

- 世代を超えて地域の人が集える場や、地域の人が顔をあわせて、地域の魅力づくりや課題解決に取組む場をつくることを支援します。
- 住民の価値観や生活様式が多様化しているなかで、違いがあっても共通して取組むべきテーマを設定するなど、多様な人が活動に参画することや時代の変化に適した形でより効率的で効果的な活動となるよう、地域活動のあり方を検討することも含めて支援します。

第２節　施策体系

施策体系は次のとおりです。なお、一体的に策定を行う「塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画」は「推進目標１【体制づくり】」に、「塩尻市成年後見制度利用促進基本計画」は「施策 2-1 権利擁護を推進する」、「塩尻市再犯防止推進計画」は「施策 2-4 再犯防止を推進する」に包含されています。

<table>
<tr><th>基本理念</th><th>ありたい姿</th><th colspan="2">推進目標</th><th>施策</th></tr>
<tr><td rowspan="12">誰もが役割と生きがいが持てる地域共生社会の実現</td><td rowspan="12">ゆるやかなつながりと、感謝が循環する「お互い様文化」で
暮らしを支え合い、困りごとの解決に寄り添えるまち</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">【体制づくり】
見えにくい課題を抱えている人に気づき必要な支援と地域につなげる
（塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画）</td><td>1-1：幅広く受け止める相談支援体制をつくる</td></tr>
<tr><td>1-2：地域で見守り・寄り添う伴走支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">【安心づくり】
困った時に頼れる制度やサービスがある</td><td>2-1：権利擁護を推進する
（塩尻市成年後見制度利用促進基本計画）</td></tr>
<tr><td>2-2：安心・安全な暮らしを守る</td></tr>
<tr><td>2-3：公的な福祉サービスを適切に運営する</td></tr>
<tr><td>2-4：再犯防止を推進する
（塩尻市再犯防止推進計画）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">【関係づくり】
ゆるやかにつながり感謝がめぐる</td><td>3-1：住民同士がゆるやかにつながる</td></tr>
<tr><td>3-2：困りごとに気づける</td></tr>
<tr><td>3-3：困りごとと担い手がつながる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">【場づくり】
誰もが暮らしやすい地域に向け住民が参画する</td><td>4-1：福祉のまちづくりを考える
（福祉分野、福祉起点）</td></tr>
<tr><td>4-2：これからのまちづくりを考える
（福祉以外の幅広い分野）</td></tr>
</table>

第４章　施策の展開

推進目標１【体制づくり】
見えにくい課題を抱えている人に気づき必要な支援と地域につなげる（塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画）

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画とは

本市において、全世代対応型支援体制を整備するために必要な事業や実施体制などを定める計画（法第 106 条の５第１項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画）です。

全世代対応型支援体制とは、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある支援ニーズなど、支援の届かない「はざま」を埋めるため、世代や分野、制度の縦割りを超えて、制度や支援、地域の活動を重ね、「誰一人取り残さない」すべての世代に対応する支援体制を整備するものです。この支援体制では、既存の相談支援の仕組みを活かしながら、複雑化・複合化した課題などを整理・調整し、事業全体をコーディネートする職員（連携・協働コーディネーター）を市に配置するとともに、地域で寄り添い孤立させない伴走支援を担う職員（地域福祉推進員）を社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託し配置します。

相談支援機関と地域が連携・協働して地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備することにより、本計画の基本理念である「誰もが役割と生きがいが持てる地域共生社会の実現」を目指すものです。

全世代対応型支援体制整備事業の体系

本市の全世代対応型支援体制整備事業は、①包括的相談支援、②参加支援、③地域づくり支援の３つの支援と、３つの支援を支える④多機関協働事業、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の２つの事業を一体的に実施します。

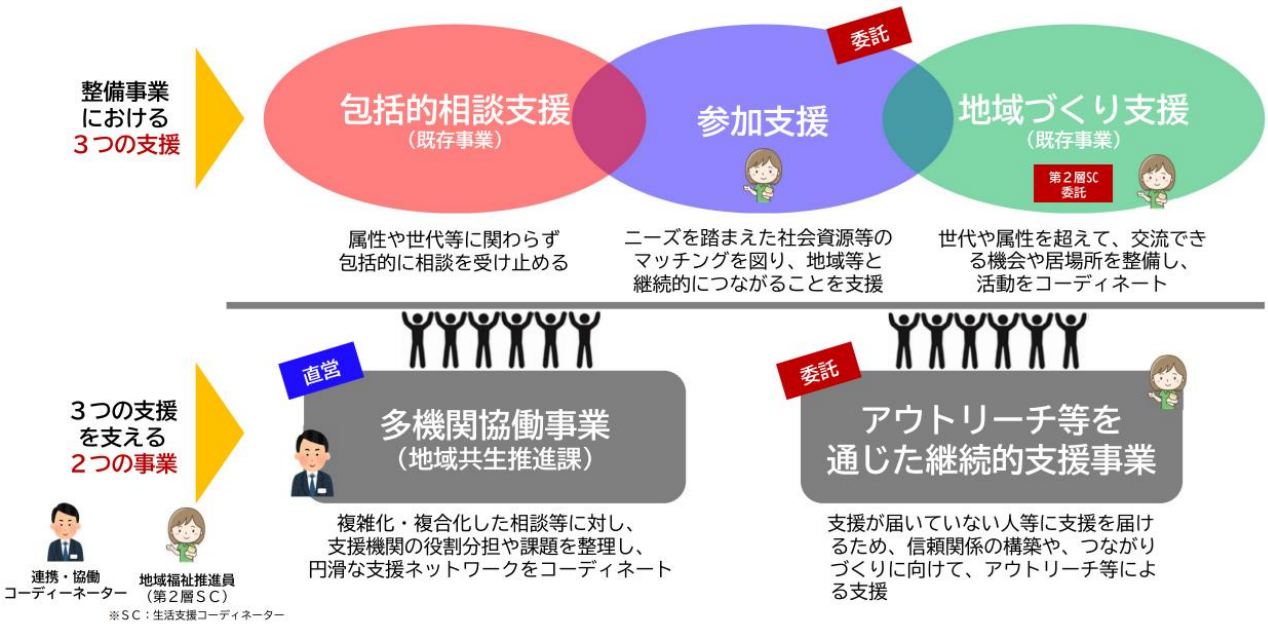

①包括的相談支援

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、既存の相談支援機関で相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応するほか、当該相談支援機関のみでの対応が難しい複雑化・複合化した課題等は、多機関協働事業につなぎます。

図表１　法第 106 条の４第２項第１号に規定する「包括的相談支援事業」の実施体制

支援区分	支援機関	主管課
高齢者	地域包括支援センター（中央・北部・西部）	介護保険課
障がい者及びその家族	塩尻・山形・朝日地域 障がい者基幹相談支援センター　ボイス	福祉支援課
子ども・子育て家庭	利用者支援員	保育課
	あんしんサポートルーム（中央・北部）	健康づくり課
	こども家庭センター	こども未来課
生活困窮	生活就労支援センター　まいさぽ塩尻	福祉支援課

②参加支援

本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューを検討します。また、地域の居場所や就労等につなげるとともに、本人のニーズにあった社会資源を探し、環境を整えるなど、個別につなぐよう支援します。

③地域づくり支援

地域にある社会資源の現状を把握し、世代や属性を超えて交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

図表２　法第 106 条の４第２項第３号に基づく「地域づくり事業」の実施体制

事業	実施機関	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体による運営	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	
地域活動支援センター事業	すみれの丘	福祉支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	北部子育て支援センター	
	こども広場	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	ふれあいセンター（洗馬・広丘・東部）	福祉支援課

④多機関協働事業

多機関協働事業は、複雑化・複合化した課題等の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を調整します。

また、本事業に関わる関係者の連携・協働を円滑に進めるためのネットワークを構築するなど相談支援機関を支援し、包括的な支援体制の整備を進めます。

この多機関協働事業を担い、事業全体を調整する職員として、「連携・協働コーディネーター」を市に配置します。

連携・協働コーディネーターとは？

- ○　複合的な課題等を抱えるケースの調整、支援の検証
- ○　本事業全体の調整、相談支援機関の支援
- ○　庁内及び関係機関等のネットワークの構築



⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、アウトリーチ等による信頼関係の構築や、つながりづくりに向けて伴走して支援します。

参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を推進し、相手に寄り添った伴走支援を行う「地域福祉推進員」３人を市社協に委託して配置します。

なお、地域福祉推進員は、第２層生活支援コーディネーターを兼務し、地域の取組をコーディネートするなど、地域づくりを支援します。

地域福祉推進員とは？

- ○　アウトリーチ等による伴走支援
- ○　居場所や就労などへの参加支援
- ○　潜在的な相談ニーズの把握、つなぎ

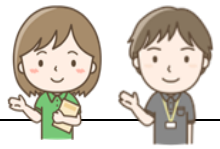

図表３　本市の全世代対応型支援体制整備事業のイメージ

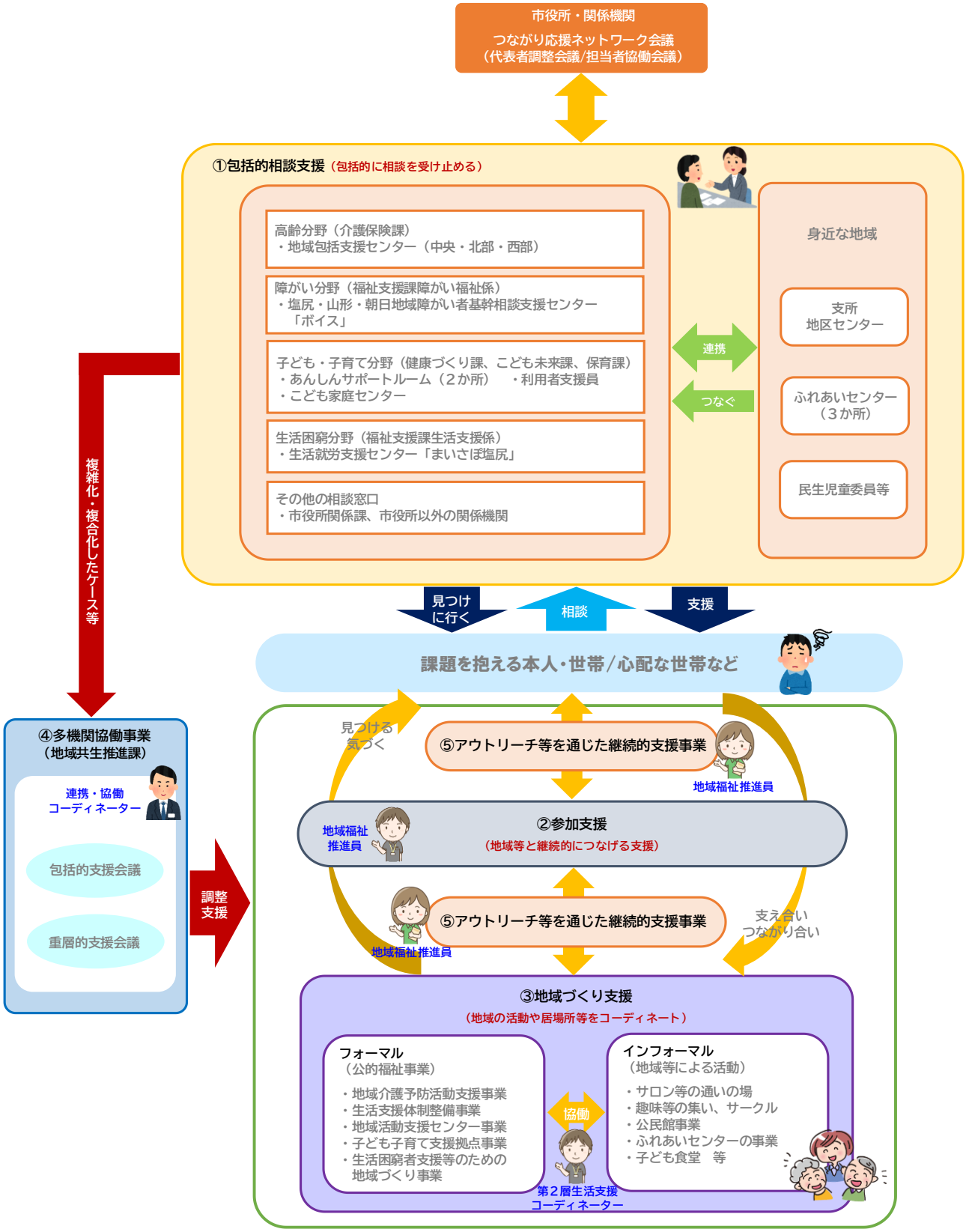

重層的支援会議と包括的支援会議の開催

1　重層的支援会議

重層的支援会議は、本事業を適切かつ円滑に実施するために開催します。重層的支援会議では、本人の同意に基づき作成するプランの適切性を判断するとともに、支援の経過と成果を評価し、支援や事業の終結について検討します。また、社会資源の現状を把握し、不足する資源の拡充について検討します。

重層的支援会議は、連携・協働コーディネーターが調整し、開催します。

2　包括的支援会議(法第 106 条の６に基づく支援会議)

包括的支援会議は、課題を抱えながらも支援につながらない、あるいは支援を拒否するなど本人の同意がない中で、出席者に守秘義務を課すことで、支援関係者間の積極的な情報交換や連携を行い、早期に相談や支援につなげるものです。

包括的支援会議は、連携・協働コーディネーターが調整し、開催します。

事業を推進するためのネットワークの構築

1　つながり応援ネットワーク会議

本事業を円滑に推進し、包括的な支援体制を整備するため、庁内及び関係機関の多機関が連携し協働するネットワークとして、つながり応援ネットワーク会議を設置します。

(1) 代表者調整会議

包括的な相談支援を推進し、多機関が連携・協働して支援する体制を整備するため、組織の代表者による「代表者調整会議」を設置し、包括的な相談支援を推進します。

(2) 担当者協働会議

直面する課題に対応するため、課題ごとに担当者レベルの顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を推進します。

2　地域福祉推進協議会

地域福祉推進協議会を市域の多分野連携のネットワークとして構成を見直し、地域共生社会の実現に向けた理念及び取組を共有し、検討、協議を行います。

3　地域福祉連携・協働会議の開催

事業の一部を委託し、地域福祉を推進する市社協との連携・協働体制を強化するとともに、相互に意思疎通を図り事業の円滑な実施と地域福祉の促進を推進します。

全世代対応型支援体制の整備に向けた実施方針

1　第２期中期戦略期間の実施方針

全世代対応型支援体制の整備に向けて、第六次塩尻市総合計画の第２期中期戦略期間（令和９年度～11 年度）における実施方針は次のとおりです。

令和９年度
○「全世代対応型支援体制整備事業」の実施・推進 ・【継続】連携・協働コーディネーター*１人の配置(市)　　*名称の変更 ・【継続】地域福祉推進員(第２層生活支援コーディネーター兼務)３人の配置(市社協に委託) ・【新規】就労に特化した参加支援事業(誰にもやさしい就労支援)の実施 ・【新規】生活困窮者自立支援事業と連携・協働した体制の整備
令和 10 年度～11 年度
○「全世代対応型支援体制整備事業」の実施・推進 ・支援体制の継続 ・課題等を把握し、必要に応じて見直し

2　事業の評価

毎年度、庁内の事務事業のマネジメントサイクルによる事中評価及び事後評価を実施するとともに、「包括的な支援体制の整備に関するロジックモデル」等を活用した本事業の自己点検を実施し、事業の進捗状況、課題の把握、検証等により評価を行い、事業の見直し、改善等につなげます。また、事業評価及び自己点検の内容を塩尻市地域福祉推進協議会に報告し、事業の進捗状況を管理します。

1-1
幅広く受け止める相談支援体制をつくる

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：包括的相談支援事業／多機関協働事業

目指す姿

相談者の属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、支援する体制が整備されています。

施策の方向性

- 市では相談者の属性や世代等に応じた相談窓口を設け、相談支援を行っています。それぞれの相談窓口が対応力を高め、複雑化・複合化した課題や見えづらい課題を早期に見つけ、包括的に相談を受け止め、支援する相談支援を推進します。
- 一つの部門では対応が難しいケースについては、市の関係部署や関係機関等の多機関が協働して支援チームとなり、役割分担や支援の方向性を定めて適切な支援を行います。
- 福祉に関する相談窓口や、どこに相談していいか分からない福祉の困りごとを受け止める「福祉の総合相談窓口」を広く周知し、相談につなげます。また、生活困窮やひきこもりなど地域で孤立する気がかりな世帯の情報等を確実に受け止め、課題を整理し、必要な支援につなげます。

活動指標

■相談支援機関等から多機関協働事業につながった新規相談件数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度：令和４年度】	【令和８年度】	
－	件	件

主な取組

取組１：包括的な相談支援体制の推進

	内容	担当
1	**＜幅広く受け止める相談窓口＞** ● 【新規】高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮などの各分野で対応している既存の相談窓口において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず幅広く一旦受け止め寄り添う相談支援を推進します。また、どこに相談していいか分からない福祉の困りごとを受け止める「福祉の総合相談窓口」を広く周知します。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 健康づくり課 こども未来課 保育課
	● 【新規】頼れる身寄りがいない高齢者等について、相談の対象に位置づけ、相談に対応します。	福祉支援課 介護保険課
2	**＜早期支援・予防的支援＞** ● 相談窓口では、相談者の主訴に加え世帯全体をアセスメントするなど、世帯等が抱える複雑化・複合化した課題や潜在的な課題を早期に把握し、複雑化等する前の早期支援・予防的支援につなげます。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 健康づくり課 こども未来課 保育課
3	**＜職員の相談対応力の向上とチーム力の強化＞** ● 事例検討などを通して、相談支援担当職員の相談対応力の向上と、他の機関と連携して支援するチーム力を強化します。	地域共生推進課

取組２：多機関協働の推進

	内容	担当
1	**＜分野を超えた連携強化＞** ● 【拡充】相談支援機関が受け止めた複雑化・複合化した課題等は、「つなぐ（連携・協働）シート」を活用し、多機関協働機関（地域共生推進課）につなぎ、「連携・協働コーディネーター」が多機関の連携、協働を調整します。 ● 【新規】相談支援機関等が孤立しないよう「連携・協働コーディネーター」が支援するとともに、分野を超えた連携などをコーディネートします。 ● 【新規】つながり応援ネットワーク会議(代表者調整会議/担当者協働会議)を設置し、庁内及び関係機関のネットワークを構築し、多機関の協働を推進します。 ● 【拡充】相談支援機関等に全世代対応型支援体制整備事業を広く周知し、相談支援機関等が抱える複雑化・複合化した課題を多機関協働事業につなげることを推進するなど、相談支援機関を支援します。	地域共生推進課
2	**＜重層的支援会議の開催＞** ● 【新規】複雑化・複合化した課題等の解決に向け「重層的支援会議」を開催し、関係者の役割の整理、支援の方向性、支援プランの適切性の検討、支援プランのモニタリング及び終結の検討等を行います。 **＜包括的支援会議の開催＞** ● 【新規】「包括的支援会議」を開催し、困りごとを抱えながらも相談支援につながっていない世帯等の潜在的な相談ニーズ等について関係機関で情報共有を図るとともに、支援方針の共有や緊急性のあるケースに対応するなど、予防的・早期の支援を推進します。	地域共生推進課

取組３：地域で孤立しないための支援

	内容	担当
1	● ひきこもりや生活困窮など、地域で孤立しがちな気がかりな世帯等の情報を確実に受け止め、早期にまいさぽ塩尻等の相談支援機関につなぎ、地域で孤立しないための支援を推進します。 ● 【新規】長野県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画し、多様な機関と連携して、孤独・孤立対策を推進します。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 こども未来課

取組４：相談窓口の周知の強化

	内容	担当
1	● 福祉に関する相談窓口を広く周知するとともに、相談窓口の情報発信・広報活動を行うなど相談窓口の周知を強化するとともに、困った時に相談しやすい環境づくりを進めます。 ● 【新規】市民の利便性の向上と幅広い相談に対応するため、ＳＮＳの活用など、多様な相談ツールの活用について検討します。	地域共生推進課 各課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　身近な場所にある相談機関・窓口について把握しよう。

✧　困った時には、自分ひとりで抱え込まず、身近な人や相談窓口に話してみよう。

✧　身の回りで困っている人などに気づいたら、相談窓口につなげよう。

1-2
地域で見守り・寄り添う伴走支援

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援／地域づくり支援

目指す姿

複雑化・複合化した課題を有する当事者が社会・地域等とつながり、孤独を感じたり地域で孤立することなく、自分らしく暮らせています。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した課題を抱えているにも関わらず、助けを求めたり、支援を受けることを拒んだりする人もいます。このような場合は、継続的な訪問等によって信頼関係を築き、少しずつ必要な支援につなげていきます。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

- 複雑化・複合化する課題が増加している背景には、社会的孤立があります。当事者と社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえた社会資源とのマッチングを図り、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、働きづらさを抱える人の就労支援を推進します。（参加支援事業）

- 世代や立場を超えて交流できる場や居場所をつくり、地域に暮らす住民と顔の見える関係をつくるための支援や、地域住民による既存の取組が継続・発展できるようコーディネートを行います。（地域づくり支援）

活動指標

■参加支援事業の実施実件数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度：令和４年度】	【令和８年度】	
－	件	件

主な取組

取組１：アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進

	内容	担当
1	● 【新規】相談に行けない「気がかりな世帯」や、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど支援が必要でありながらも、相談や支援につながっていない人や、支援を受けることに拒否的な人などに対し、「地域福祉推進員」がアウトリーチ等を通じて継続的に寄り添いながら関わるなど信頼関係を築き、必要な支援につなげます。 ● 「地域福祉推進員」等が、民生児童委員などの地域の支援者とのネットワークにより、地域の「気がかりな世帯」等の情報を共有し、支援につなげます。	地域共生推進課

取組２：社会とのつながりづくりに向けた支援の推進（参加支援）

	内容	担当
1	● 既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズ等に対応するため、「地域福祉推進員」が個別の課題等を把握し、地域や社会とつながる場や機会とのマッチングを図り、社会とのつながりづくりを支援します。 ● 【新規】多様な支援ニーズに対応するため、「地域福祉推進員」が既存の社会資源に働きかけたり、新たな社会資源を整備したりするなど、地域の社会資源の拡充を図ります。	地域共生推進課
2	**＜はざまの就労支援＞** ● 【新規】働きづらさを抱えるなど制度のはざまにある人等の就労支援に対応するため、障がい、若者、生活困窮等の各事業が横断的に連携を図るとともに、まいさぽ塩尻の就労支援機能を強化し、「誰にもやさしい就労支援」を推進します。	地域共生推進課 福祉支援課 こども未来課

取組３：多様な人が交流できる居場所の整備と、「人と人」「人と居場所」をつなぐ支援の推進（地域づくり支援）

	内容	担当
1	● 各分野で実施している地域づくり事業について、それぞれが連携を図るなど、世代や属性を超えて交流できる多様な居場所や参加の場として提供することを目指します。 ● 生活支援コーディネーターが中心となり、地域で主体的に実施されている活動等を把握し、多様な地域の担い手をつなげるなど、地域における活動の継続や活性化、発展を支援します。 ● 地域が抱える地域生活課題の解決を目指し、地域の多様な担い手がつながり学び合うプラットフォームの形成を生活支援コーディネーターが支所等と連携して支援します。	地域共生推進課 地域づくり課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えよう。

推進目標２【安心づくり】
困った時に頼れる制度やサービスがある

2-1
権利擁護を推進する（塩尻市成年後見制度利用促進基本計画）

目指す姿

一人ひとりの尊厳が守られ、安心してその人らしい生活を継続することができる社会を目指します。

施策の方向性

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、ひとりで意思決定することに不安や心配のある人が、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度を普及させていきます。
- 権利擁護に関する複合的な課題（財産管理、各種手続き、意思決定、法的な課題、虐待等）に対する相談支援体制を充実します。
- すべての個人が尊重され、権利が守られ安心して暮らし続けられる地域をつくるため、市民・医療・福祉・介護・行政などに司法を加えた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。

図表 4　高齢者の成年後見制度の認知度

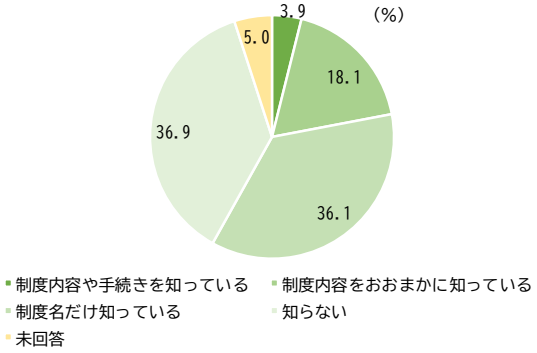

出典：塩尻市「R8 年度高齢者生活・介護に関する実態調査」

図表 5　障がい者の成年後見制度の認知度

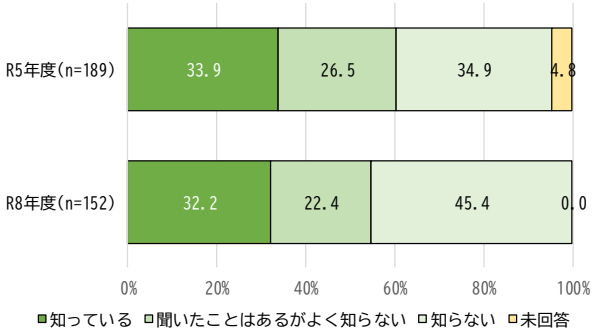

出典：塩尻市「福祉に関するアンケート調査」

図表 6　塩尻市成年後見支援センターの相談件数

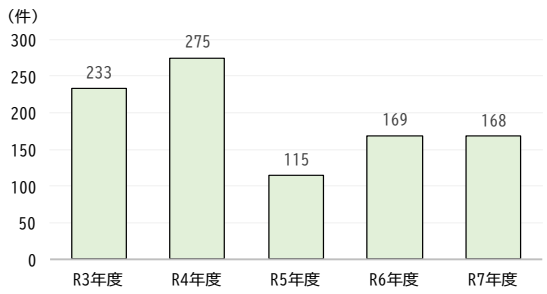

出典：塩尻市成年後見支援センター

図表 7　塩尻市成年後見制度利用者数（成年後見、保佐、補助、任意後見含む）

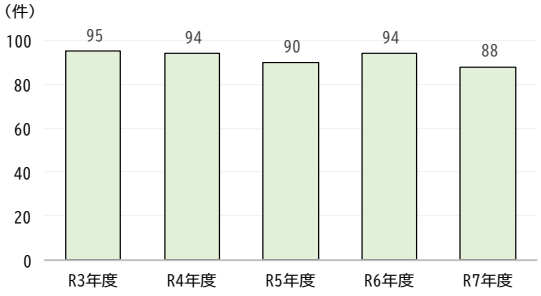

出典：長野家庭裁判所（各年 12 月）

活動指標

■成年後見制度の利用者数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	
94 人	人	人

■成年後見制度の認知度			
現状値			目標値
	【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	【令和 11 年度】
高齢者	32.7%	%	%
障がい者	33.9%	%	%

主な取組

取組１：成年後見制度の周知・啓発

	内容	担当
1	**＜周知・啓発の強化＞** ● 市民及び関係団体・関係機関に成年後見制度の周知と理解の促進を図り、支援を必要とする人が、安心して利用できるよう成年後見制度の定着を推進します。 ● 成年後見制度を必要とする人に気づき、早期に相談につながるよう相談窓口の周知を強化します。	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組２：相談支援・利用支援

	内容	担当
1	**＜相談支援の強化＞** ● 本人の意思を尊重し、早期かつ適切な支援につなげるため、来所による相談や電話相談、専門相談のほか、訪問による相談に応じるなど相談体制を強化します。 ● 受け止めた相談を多角的にアセスメントし、生活課題（財産管理、各種手続き、意思決定、法的な課題、虐待等）に関係する相談支援機関等と連携を図り、課題解決に向けた必要な支援につなげます。 ● 相談支援を充実させるため、専門職の資質向上を図る研修を実施します。	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター
2	**＜利用開始の支援＞** ● 申立てに関わる相談を受け、手続きに関する支援を実施します。 ● 適切な候補者推薦のための検討を行います。 ● 成年後見制度の利用開始に至るまでの間、適切な支援を継続します。	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組３：後見人の支援・育成

	内容	担当
1	● 後見人等の相談に応じ、活動が適切かつ継続的に行えるよう支援します。 ● 市民後見人の育成と活動を支援します。 ● 後見人等となることに関心を持つ市民に対し、市民後見人養成講座を実施するとともに、専門職等によるバックアップ体制を確立するなど、新たな市民後見人等の育成を推進します。	成年後見支援センター

取組４：利用促進のための体制整備

	内容	担当
1	● 中核機関の機能を強化するため、次の取組を推進します。 ・成年後見制度の周知啓発、相談支援、後見人の育成支援 ・権利擁護の支援ニーズの課題や必要な取組の整理 ・権利擁護の支援を必要とする人を早期に見つけ、適切な支援につなげるための市民をはじめとした関係機関（司法、医療、介護、福祉、行政機関、金融機関、家庭裁判所、市社協等）が一体的に連携・協力する地域連携ネットワークの強化	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組５：総合的な権利擁護支援策の充実

	内容	担当
1	● 虐待防止と早期対応に向けた取組を推進していきます。 ● 権利擁護支援策（法人後見業務、日常生活自立支援事業、くらしのあんしんサービス、消費生活センター、虐待対応等）の総合的な充実と連携を推進します。	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

塩尻市成年後見制度利用促進の仕組み

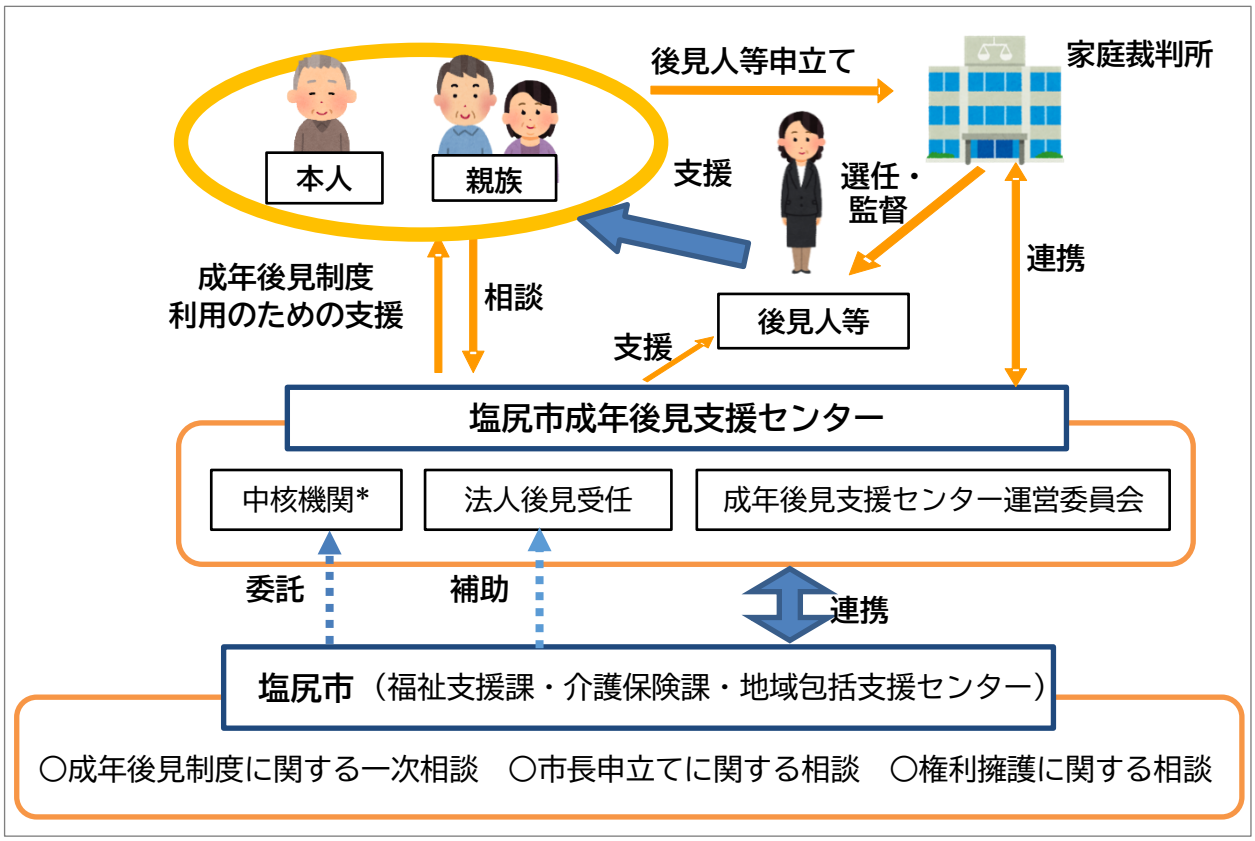

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

- ✧ 家族と成年後見制度について話し合う機会を持とう。
- ✧ 身の回りに成年後見制度の利用が必要と思われる人がいたら、相談窓口につなげよう。

2-2
安心・安全な暮らしを守る

目指す姿

誰もが安心して生活を送ることができるセーフティネットがあり、心のやすらぎや拠り所がある地域が実現しています。

施策の方向性

- 誰もが安心して安全に日常生活を送ることができるよう、市・市民・関係機関等が連携してセーフティネットを構築します。近年増加している虐待や若年層の自殺については、専門機関に早期につなげることや近隣での見守りによって未然防止や早期支援につなげます。

- 近年の少子高齢化の進展、単身世帯の増加等に伴い、身寄りや住まい、ペット等に関する新たな生活課題が顕在化しています。これらの生活課題に関係機関が連携・協働して支援するとともに、これらの生活課題に対応した取組を検討します。

- 近隣の住民が協力することで、個々では守れない大切な生命や財産を守ることができます。地域の防災・防犯活動に、できるだけ多くの住民が参加するなど互助の取組を支援します。

活動指標

■避難行動要支援者の個別避難計画策定数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	
－	人	人

主な取組

取組１：自殺対策

	内容	担当
1	● 関係機関のネットワークである「つながり応援ネットワーク会議担当者協働会議（孤独・孤立問題）」により、孤独・孤立対策と連携した包括的な自殺対策を推進するとともに、職員の対応能力の向上を目指した研修の充実を図ります。 ● 市内小中学校において、「ＳＯＳの出し方教育」を実施するなど、若年層の自殺対策を推進します。	健康づくり課

取組２：虐待等の防止体制の確立

	内容	担当
1	● 虐待や暴力の未然防止・早期発見のため、関係者会議や支援会議の開催、相談支援システムの活用など、関係機関の連携及び情報共有を強化します。 ● 虐待等防止の意識の醸成を図るため、市民への周知・啓発を強化します。 ● 職員や関係機関が、虐待等防止の早期発見の視点を持つことを意識づけるとともに、事例の振り返りなどを通して虐待等防止への対応力を強化します。	福祉支援課 介護保険課 社会教育 スポーツ課 こども未来課

取組３：顕在化した新たな生活課題に対応

	内容	担当
1	**＜身寄り問題＞** ● 【新規】頼れる身寄りがいないことで、入院や入所、死亡後の手続き等の課題を把握し、課題解決に向けた取組を検討します。 ● 【新規】新たに創設される「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の実施について、関係機関と連携して検討します。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課
2	**＜住まいの問題＞** ● 【新規】単身高齢者等の賃貸住宅の確保が難しい等の課題を把握し、課題解決に向けた取組を検討するとともに、住まいの相談窓口の拡充を図ります。 ● 【新規】住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、市と不動産関係団体、居住支援団体等が連携する居住支援協議会の設置を検討します。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 建築住宅課
3	**＜ペットに関する問題＞** ● 【新規】ペットがいることにより、入院や施設入所等をためらい、支援を拒否するなどの課題を把握し、関係機関が連携・協働して対応します。	生活環境課 地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課

取組４：地域防災・防犯の充実

	内容	担当
1	**＜災害時の安心確保＞** ● 避難行動要支援者の名簿登録を推進するとともに、日ごろから登録名簿を活用した地域における見守り、支え合いなどの互助の取組を支援します。 ● 避難行動要支援者の災害時の速やかな避難を促すため、個別避難計画の策定を推進します。 ● 【新規】福祉避難所に指定されているふれあいセンターにおいて、「福祉避難所開設マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」に沿った開設・運営訓練を実施します。	危機管理課 地域共生推進課
2	**＜防災意識の向上＞** ● 災害時のマイタイムラインを作成するなど、災害に備えた自助の取組を推進し、防災意識の向上を図ります。	危機管理課 地域共生推進課
3	**＜防犯意識の向上＞** ● 不審者や特殊詐欺、消費者トラブルに関する情報を警察等の関係機関と連携して適時に情報発信し、犯罪に巻き込まれない防犯意識の向上を図ります。	危機管理課 市民課

取組５：バリアフリー化の推進

	内容	担当
1	**＜施設のバリアフリー化＞** ● 道路、建物及び公園のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公共施設を目指します。	公共施設を管理する各課
2	**＜情報のバリアフリー化＞** ● 障がいの有無や年齢などに関わらず、誰もが等しく情報の取得とその利用ができるよう拡張文字、音声、点字、ＩＣＴ等を活用した情報提供を行うとともに、手話などの意思疎通を図る多様な手段の確保に努めます。 ● 外国籍住民向けに外国籍市民相談窓口を設置するとともに、インターネット上の行政情報の多言語対応を図ります。	秘書広報課 市民課 福祉支援課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　虐待が疑われるなど、支援が必要な人は相談窓口につなげよう。

✧　家族で災害時の避難行動について話し合ってみよう。

2-3
公的な福祉サービスを適切に運営する

目指す姿

福祉サービスの利用を希望する人が適切にサービスを選択し、利用できるよう安定して福祉サービスが提供され、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができています。

施策の方向性

- 公的福祉サービスが安定的に提供できるよう、高齢者、障がい者、子ども・子育ての個別計画において適切にサービス量を見込むとともに、必要なサービス量を確保するための施策を推進します。また、サービス利用に関する情報を適切に提供します。

- 利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、サービス利用計画やサービスの内容を評価し、継続的に改善を促します。

図表 8　障害福祉サービスの支給決定者数の推移

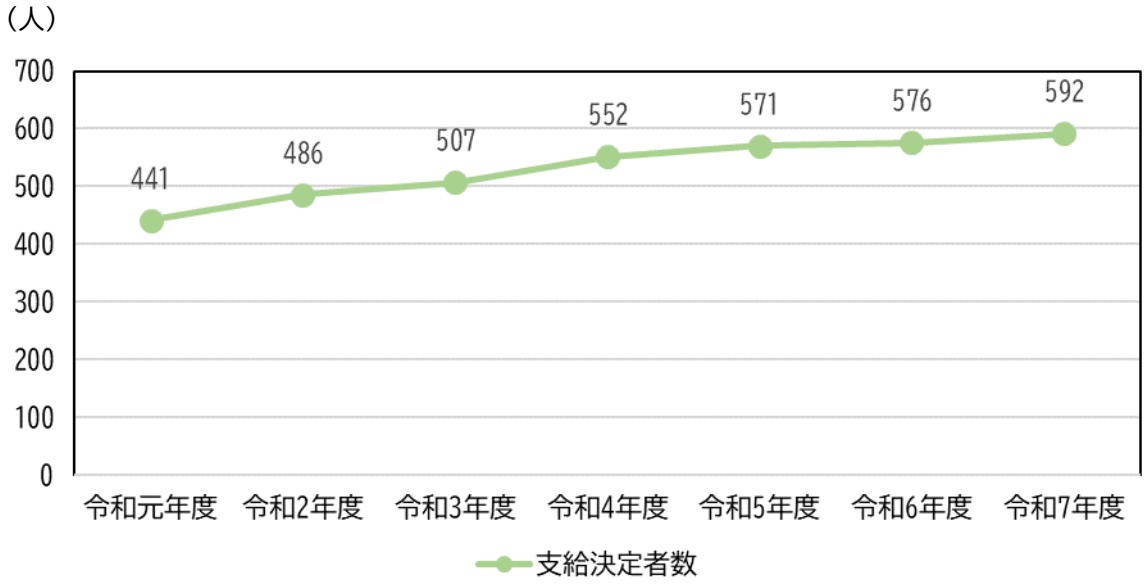

出典：福祉支援課

活動指標

■障害福祉サービス支給決定者数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
552 人	人	人
■介護・福祉施設のサービスが受けやすいと思う市民の割合		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
34.6%	%	%

主な取組

取組１：在宅生活を支えるサービスの確保

	内容	担当
1	**＜福祉サービスの提供体制＞** ● 介護・障がい・子育て等の必要なサービスを提供するため、個別計画においてサービス量を適切に見込み、サービス提供体制を確保します。 ● 利用者が適切にサービスを選択して利用できるよう相談支援体制を確保するとともに、サービスに関する情報を適切に提供します。	福祉支援課 介護保険課 保育課
2	**＜在宅生活を支える移動手段の確保＞** ● 地域振興バス「すてっぷくん」や「のるーと塩尻」、ＮＰＯ法人等が行う自家用有償旅客運送などにより、移動に困難を抱える人の通院や買い物、社会参加などへの移動手段を確保に努めます。 ● 公共交通空白地域の通院等の移動手段を確保するため、交通空白地有償運送を行うＮＰＯ法人等を支援します。 ● 【新規】周辺地域の公共交通の拡充を図るため、地域振興バスと自家用有償旅客運送等の効率的な連携を検討します。	地域共生推進課 都市計画課
3	● 【新規】住民の支え合いによる移動支援の仕組みづくりを支援するとともに、実装に向け伴走した支援を行います。	地域共生推進課

取組２：在宅生活を支えるサービスの担い手の確保

	内容	担当
1	**＜専門職の確保＞** ● 介護・障がい分野等の専門的な人材の確保に向け、事業所等への入職の促進、職場環境の改善による離職の防止等を促進し、安定したサービスを担う専門的な人材の確保を支援します。	福祉支援課 介護保険課
2	**＜サポーターの養成＞** ● 介護や障がい等の在宅生活を支えるサポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座等を開催します。 ● 子育て家庭を支援するファミリーサポートセンター事業の提供会員を養成するため、子育てサポーター養成講座を開催します。	福祉支援課 介護保険課 保育課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　介護や障がい、子育てに関し、自分ができる手助けについて考えてみよう。

2-4
再犯防止を推進する（塩尻市再犯防止推進計画）

目指す姿

様々な主体との連携により、犯罪をした人等を包括的に支援する体制が構築され、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員としてともに暮らしています。

施策の方向性

- 長野県内の刑法犯の検挙人数は減少している一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合はほぼ横ばいとなっています。市民が安全で安心して暮らせる地域の実現に向けて、再犯を防止することは重要な取組です。

- 国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）では、犯罪をしてしまった人等は貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。

- 犯罪をした人が再び罪を犯さないよう、その立ち直りを助けるためには、地域社会で孤立せず安定した生活が送れるよう、就労・住居・保健医療・福祉等の支援を包括的につなげていくことが重要です。併せて、市民の理解を促し、行政機関や民間団体等の関係機関が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

図表 9　長野県内の初犯者数・再犯者数及び再犯者率の推移

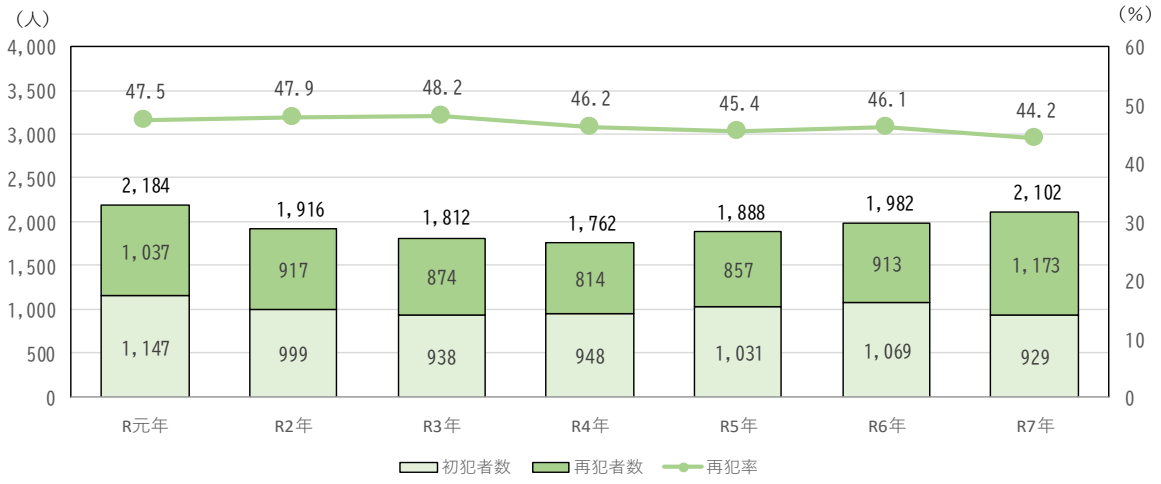

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

出典：長野県警察本部

活動指標

■社会を明るくする運動の周知に参加した人数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
86 人	人	人

主な取組

取組１：就労支援・住居の確保

	内容	担当
1	**＜就労支援＞** ● 就労に関する困りごとに対し、塩筑地区保護司会塩尻分区（以下「塩尻市保護司会」という。）を通して塩筑地区更生保護協力事業主会と連携した就労支援や、まいさぽ塩尻、ハローワークなどの関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。	地域共生推進課 福祉支援課
2	**＜住居確保の支援＞** ● 【新規】まいさぽ塩尻と連携し、公営住宅等への入居を支援します。	福祉支援課 建築住宅課

取組２：保健医療・福祉等の相談支援

	内容	担当
1	**＜地域生活の定着支援＞** ● 矯正施設から退所した後、地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する長野県地域生活定着支援センターに、必要に応じて協力します。	地域共生推進課
2	**＜必要な福祉サービスの利用促進＞** ● 保健医療・福祉等の相談窓口につなげるため、塩尻市保護司会等に福祉に関する相談窓口の一覧を周知し、必要な保健医療・介護・障害福祉等のサービスの利用促進を図ります。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課
3	**＜少年への相談支援＞** ● 非行のある少年について必要に応じ、児童相談所等の関係機関と連携して支援します。 ● 学校における児童・生徒の規範意識の醸成を図るとともに、児童・生徒の生徒指導上の課題に対し、適切に対応します。また、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談を推進します。 ● 学校と塩尻市保護司会との連携を強化し、情報交換・情報共有を図ります。	地域共生推進課 こども未来課 学校教育課

取組３：地域における活動の推進

	内容	担当
1	**＜見守り活動の推進＞** ● 学校、警察、地域のボランティアなどの関係機関と連携を図り、防犯パトロールや地域での見守り活動を実施します。	危機管理課 地域づくり課 支所・地区担当 学校教育課

取組４：関係機関・民間団体等との連携強化

	内容	担当
1	**＜更生保護団体の支援＞** ● 本市の更生保護活動に従事する塩尻市保護司会や塩筑地区更生保護女性会の活動を支援します。 ● 塩尻市保護司会、塩筑地区更生保護女性会の活動等を紹介し、更生保護活動への理解の促進を図ります。	地域共生推進課
2	● 塩尻警察署、塩尻市保護司会、塩筑地区更生保護女性会等の関係団体と連携し、地域全体で再犯防止の取組を推進します。 ● 【新規】長野県再犯防止推進計画に基づいた関係機関・団体の適切な役割分担を踏まえ、市が主体となって行うべきことを推進します。 ● 矯正施設・更生保護施設等（松本少年刑務所、みすず寮）の現状を把握し、市民の理解の促進を図ります。	地域共生推進課

取組５：広報・啓発活動の推進

	内容	担当
1	**＜社会を明るくする運動の推進＞** ● 塩尻市保護司会から「社会を明るくする運動」の内閣総理大臣メッセージの伝達を受け、塩尻市保護司会等と連携して、「社会を明るくする運動」を推進します。 ● 【拡充】塩尻市保護司会及び塩筑地区更生保護女性会等の民間協力団体と連携し、「社会を明るくする運動」を多様な手法により広く周知し、理解と協力の促進を図ります。 ● 塩尻市保護司会と協働して、「社会を明るくする運動」の作文コンテストへの応募を小中学校へ推進します。	地域共生推進課
2	**＜薬物乱用防止教育の推進＞** ● 小中学生を対象に、薬物に対する正しい知識の普及・啓発を図るなど、薬物乱用を未然に防ぐ取組を推進します。	健康づくり課
3	**＜人権教育の推進＞** ● 地区公民館、分館における人権学習会や、「豊かな心を育む市民の集い」を開催するなど、人権教育を推進します。	企画課 社会教育 スポーツ課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　人権学習会などに参加してみよう。

✧　「社会を明るくする運動」の取組を知ろう。

推進目標３【関係づくり】
ゆるやかにつながり感謝がめぐる

3-1
住民同士がゆるやかにつながる

目指す姿

ご近所には顔見知りの人がおり、孤立することなくゆるやかにつながっています。

施策の方向性

- 「ゆるやかなつながり」とは、住民同士が顔見知りで、さりげなく気にかけるような関係です。「ゆるやかなつながり」があることで、誰もが孤立することなく、お互いに困っていることがあった時に相談しやすい信頼感が生まれます。また、人は「つながる」ことで幸福度が高まる傾向があります。

- 現在、地域で行われている様々な活動も「ゆるやかなつながり」の形成に役立っています。福祉に限らず、自治会やまちづくり活動など、幅広い分野で「ゆるやかなつながり」を増やしていきます。

- グローバル化が進む中、生活スタイルや価値観の多様化が進んでいます。子どもから高齢者までいろいろな世代や、新たに転入してきた世帯、外国籍など多様な背景と価値観を持った住民が、互いに知り合う機会を地域の中でつくることが必要です。

図表 10　市民幸福度の平均値の推移

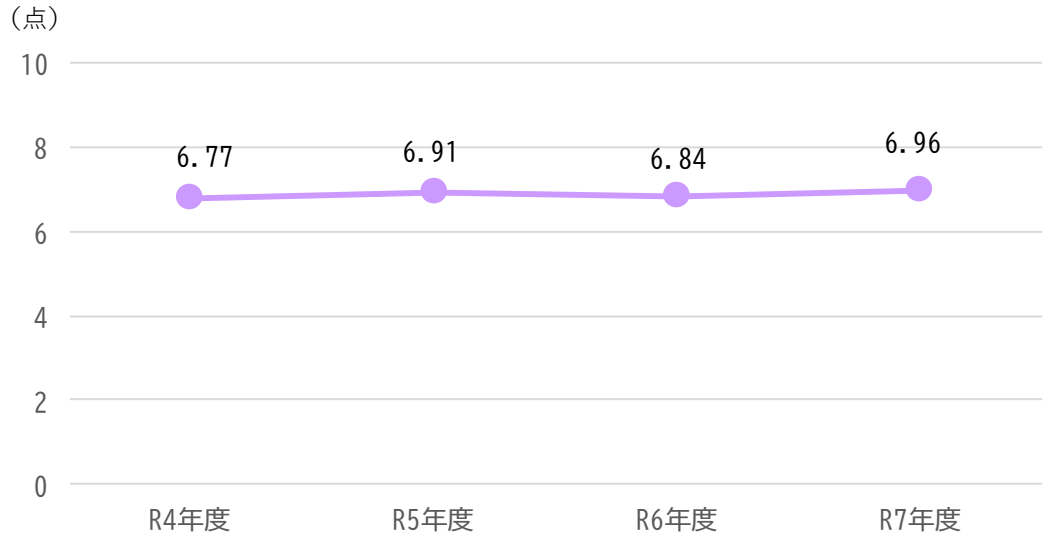

※幸福度は「とても不幸」を０点、「とても幸せ」を10点として回答した結果の平均値

出典：市民意識調査

活動指標

■ふれあいセンター利用者数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	
70,758 人	人	人
■隣近所と「相談でき助け合える」または「気軽に話し合える」関係である市民の割合		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
42.1%	%	%

主な取組

取組１：互いを認め合う心の育成

	内容	担当
1	**＜こころのバリアフリーの推進＞** ● 国籍・性別・ＬＧＢＴＱ・障がいの有無などの多様な背景や価値観、個性を認め合い、コミュニケーションが図れるよう、啓発活動と互いに知り合う機会の創出を推進します。	企画課 福祉支援課 社会教育スポーツ課
2	**＜福祉教育の推進＞** ● 地域福祉を理解し、活動を促進するため、福祉サポーター養成講座や、児童・生徒を対象としたサマーチャレンジ等を開催する市社協の取組を支援します。 ● 福祉を学ぶ学生等の実習を受け入れ、福祉専門職の育成に協力します。 ● 市内の小・中・高等学校において、児童・生徒の福祉の関心を高めることを目的に福祉体験学習等を実施します。	地域共生推進課 学校教育課

取組２：ゆるやかなつながりを促進する情報発信

	内容	担当
1	● 地域福祉の拠点施設であるふれあいセンターの役割や取組を広く発信するとともに、地域福祉の必要性や取組などの情報発信を強化します。 ● 社会福祉大会など多くの市民が集う多様な機会を捉え、地域福祉や地域共生社会についての情報提供を行うなど、地域共生社会の実現に向けた地域住民の意識の醸成を図ります。	地域共生推進課

取組３：ゆるやかなつながりの促進

	内容	担当
1	**＜地域における活動の支援＞** ● 地域活動や福祉活動、交流の場などの情報を集約して情報提供するとともに、幅広い住民の参加を促進します。 ● 地域のつながりを促進するため、地域が行う主体的で多様な取組を支援します。 ● 地域における様々な活動や交流の場等の取組の継続、発展、創設を支援するとともに、地域の多様な人材の育成を推進します。	地域づくり課 地域共生推進課
2	**＜ふれあいセンターの利用促進＞** ● 【拡充】ふれあいセンターにおいて、多様な講座やイベントを開催するなどの利用促進と認知度の向上を図り、地域福祉活動の活性化と地域人材の発掘・育成を図ります。 ● 【新規】ふれあいセンターにおける「福祉の総合相談窓口」を周知し、相談の場として地域住民の利用促進を図ります。 ● 【新規】ふれあいセンターの今後のあり方を検討します。	地域共生推進課
3	**＜自治会への加入促進＞** ● 自治会への加入を促進するパンフレットを配布するとともに、区等と連携して、自治会への加入促進を図る取組を推進します。	地域づくり課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　身近な地域の人との挨拶を心掛けよう。
✧　地域でいろいろな人が集まる行事や活動に参加しよう。
✧　ふれあいセンターや公民館などを利用してみよう。

3-2
困りごとに気づける

目指す姿

支援が必要な人や、制度のはざまにいる人、複雑化・複合化した課題を抱えた人に、住民や関係機関が早期に気づき、必要な支援につなぐことで誰も孤立しない地域となっています。

施策の方向性

- 公的福祉制度のはざまにいる人や複雑化・複合化した課題を抱えた人などは、周囲が早期に気づいて声をかけ、必要な支援につなぐことで、課題が深刻化する前に対応できる可能性が高まります。

- 現在、主に地域での見守りを担っている民生児童委員だけでなく、地域の住民や団体・事業者などが困りごとや異変に気づき、必要な相談支援機関につなげられるようにしていきます。

図表 11　困ったときに相談できる人が地域で身近にいると思う市民の割合

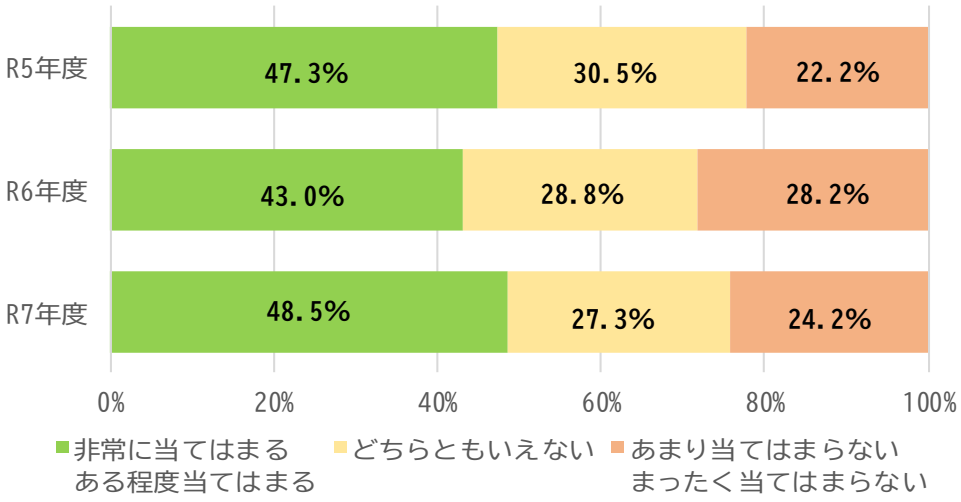

出典：市民意識調査

活動指標

■高齢者等地域見守り活動に関する協定締結事業者数（累計）		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	
２者	者	者
■困ったときに相談できる人が地域で身近にいると思う市民の割合		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
47.3%	%	%

主な取組

取組１：見守り活動の活発化

	内容	担当
1	**＜民生児童委員の活動支援＞** ● 民生児童委員の活動を広く周知するとともに、負担軽減を図り活動しやすい環境づくりを推進します。 ● 【新規】民生児童委員の活動を支援するため、民生児童委員協議会事務局に加え、ふれあいセンターに民生児童委員の相談支援機能を設け、活動の中での困りごとの相談に応じます。	地域共生推進課
2	**＜地域における見守り・支え合いの促進＞** ● 身近な地域における住民同士のさりげない見守りや、児童・生徒の通学時の見守りなど、地域における多様な主体による見守り活動を促進します。 ● 認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、支える仕組みづくり「チームオレンジ」の充実を図ります。 ● 災害時に備えた避難訓練など、身近な地域での見守りや支え合いの取組を支援します。	地域共生推進課 介護保険課 学校教育課
3	**＜多様な主体による見守りの活動の充実＞** ● 企業や事業所、団体等と見守り協定を締結し、多様な主体による見守りネットワークの拡充を図ります。 ● ＩＣＴを活用した見守りや、企業等と連携した見守りサービスの利用を推進します。	福祉支援課 介護保険課

取組２：早期に気づく仕組みの構築

	内容	担当
1	**＜情報収集＞** ● 民生児童委員や地域住民が把握した気がかりな世帯等の情報を的確に共有します。 ● 高齢者を対象としたサロン活動等の集いの場や健診等の機会の中で、参加者の異変等に気づいた時は、関係機関と情報共有します。 ● ふれあいセンターにおいて、地域の多様なネットワークにより気がかりな情報を収集するとともに、アウトリーチ等により課題を抱えながらも相談等につながっていない世帯等の把握に努めます。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 健康づくり課
2	**＜市民や様々な団体への周知＞** ● 市のホームページ等を通して、市民に相談窓口を周知するとともに、まわりで異変を感じた時に相談支援機関につなぐ大切さを周知します。 ● 保育園・幼稚園・認定こども園、教育機関、公民館、事業者などが、利用者などの異変等に気づいた時は、相談支援機関につなぐよう周知します。	地域共生推進課 福祉支援課 学校教育課 保育課 社会教育 スポーツ課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　いざという時のために、市の相談機関や相談窓口を把握しておこう。
✧　ご近所に住んでいる気がかりな世帯を気にかけ、さりげなく見守ろう。
✧　身の回りで困っている人などに気づいたら、相談窓口につなげよう。

3-3
困りごとと担い手がつながる

目指す姿

「困りごと」と「お手伝い」や「手助け」の担い手がつながり、住み慣れた地域で暮らし続けられています。

施策の方向性

- きっかけがあれば支援したいという気持ちを持っている市民や団体・事業者は多くいますが、何を支援していいのかわからない状況があります。
- 「困りごと」と「お手伝い」や「手助け」の担い手とをつなぐとともに、継続する仕組みをつくります。

図表 12　住民参加型有償サービス「しおりんお助け隊」
1ヶ月あたりの相談件数・利用状況・活動時間等

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談件数(件/月)	9.1	8.7	14.6	16.4	22.4	26.9	31.3
新規登録件数(人/月)	0.8	1.2	2.5	2.0	2.5	1.4	1.2
延べ利用者数(人/月)	7.4	9.0	12.8	13.9	20.3	21.8	19.8
活動時間(時間/月)	13.7	15.3	20.4	20.9	29.7	27.7	21.5
サポーター登録人数(人/年)	51	47	57	58	65	68	55

出典：塩尻市社会福祉協議会

活動指標

■有償福祉サービスの月活動時間の平均		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和４年度】	【令和８年度】	
20.9 時間	時間	時間
■地域ではボランティアなど困ったときに助け合う仕組みが整っていると思う市民の割合		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
24.6%	%	%

主な取組

取組１：福祉活動の担い手の育成・支援

	内容	担当
1	**＜福祉団体の活動支援＞** ● 地域福祉を担う福祉団体の活動を支援します。	地域共生推進課 福祉支援課
2	**＜担い手の育成・支援＞** ● 高齢者、障がい者、子育て等を支える担い手を育成するとともに、ＮＰＯ法人や市民活動団体を支援します。 ● 暮らしを支える活動を紹介するなど市民の関心を高め、多様な担い手の育成を促進します。 ● 新たな担い手として、企業や農業など、福祉の枠を超えてつながる活動を促進し、多様な主体の連携をコーディネートします。	地域共生推進課 福祉支援課 農政課 商工課 市民交流センター 保育課
3	**＜ボランティアの育成・支援＞** ● 市社協が行うボランティア活動の促進を支援します。 ● ボランティア入門講座等を開催するなど、ボランティアの育成を推進し、ボランティアの活動の場を提供する市社協の取組を支援します。	地域共生推進課 福祉支援課

取組２：困りごとと担い手をつなげる取組の強化

	内容	担当
1	**＜住民参加型有償サービスの拡充＞** ● 日常の困りごとを住民同士の支え合いで支援する住民参加型有償サービス「しおりんお助け隊」の仕組みを継続するため、市社協と連携を図り「支え手」の発掘・育成に努めるとともに、地域生活課題を解決するための新たな住民同士の支え合いの仕組みの立ち上げ等を支援します。	地域共生推進課
2	**＜ふれあいセンターの機能強化＞** ● ふれあいセンターを「福祉の総合相談窓口」として、生活上の課題を抱える人などへの「個別支援」と、地域福祉の拠点施設として、地域の生活課題を解決するための「地域支援」の取組を強化します。	地域共生推進課

取組３：災害時の対応

	内容	担当
1	**＜災害ボランティアセンターにおける支援＞** ● 災害時に災害ボランティアセンターの開設を支援し、被災世帯を支援する担い手となる災害ボランティアを受け入れるとともに、被災世帯のニーズを把握し、災害ボランティアとのマッチングなどのコーディネートを行い、被災世帯の復旧を支援します。	危機管理課 地域共生推進課
2	● 災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアの育成を推進するとともに、市の総合防災訓練に合わせ、図上訓練を実施するなどの市社協の取組を支援します。	地域共生推進課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　ボランティア講座など、地域福祉の担い手の育成の場に参加しよう。

✧　ご近所に住んでいる人の日常の困りごとをサポートする活動に関心を持とう。

✧　ボランティア活動に参加しよう。

推進目標４【場づくり】
誰もが暮らしやすい地域に向け住民が参画する

4-1
福祉のまちづくりを考える（福祉分野、福祉起点）

目指す姿

多くの住民が地域の福祉課題を我が事として捉え、できることは何かを考え、地域で話し合いが行われています。

施策の方向性

- 高齢者等の単身世帯や複合的な困りごとを抱えた人が増えています。自分のことだけでなく、周囲に目を向けて、できることには協力・支援をしていく地域の雰囲気や文化をつくることは非常に重要なことです。

- 住んでいる地域の課題を解決するための活動に参加する意向を持っている人も多くいます。地域で困りごとを抱える人のことを「知り」「交流し」「支援する」流れをつくるため、多様な機会を捉え意見交換や学習等の場を設けます。

図表 13　地域の人が困っていたら手助けする意向

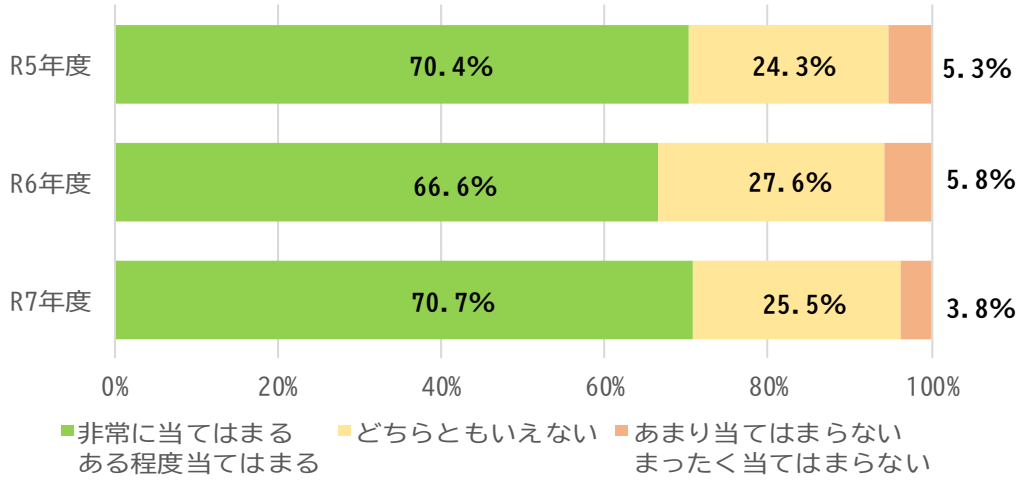

出典：市民意識調査

活動指標

■「ともいき研修」への延べ参加人数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度：令和５年度】	【令和８年度】	
－	人	人

主な取組

取組１：多世代・当事者・支援者等が集う場の充実

	内容	担当
1	**＜多世代交流の促進＞** ● 地域福祉の拠点施設であるふれあいセンターにおいて、多様な世代が気軽に立ち寄れる場づくりを推進します。 ● 地域等において多世代が集う場の立ち上げの支援や、取組を継続するための伴走支援を行います。	地域共生推進課
2	**＜当事者・支援者の交流促進＞** ● 同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者・経験者・支援者などが集い、考えていることや悩みを共有できる場の立ち上げや継続を支援します。	福祉支援課 介護保険課

取組２：地域の福祉課題を共有し、課題解決を考える場の創出

	内容	担当
1	**＜地域の支え合いによる課題解決の推進＞** ● 地域の生活課題を把握し、その解決に向けた住民同士の対話や支え合いの仕組みづくり等を促進するため、生活支援コーディネーターが中心となり、支所等と連携を図りながら支援します。	支所・地区担当 地域共生推進課
2	**＜地域で共に生きるを考える場の創出＞** ● 【新規】地域でともに生きることを考えるきっかけづくりとして、ふれあいセンターや公民館、市社協の支部・分会などと連携して、「ともいき研修」の開催を推進します。	地域共生推進課
3	**＜学びを通じた仲間づくりの支援＞** ● ふれあいセンターにおいて講座等を開催するほか、地区公民館・分館や地域の団体等が行う講座やイベント等の開催を促進し、趣味や学びを通じた仲間づくりを支援します。	地域共生推進課 社会教育スポーツ課

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

✧　地域での支え合いに関する話し合いや学習などの場に参加してみよう。

✧　福祉の学習会などで学んだことをまわりの人と共有しよう。

4-2
これからのまちづくりを考える（福祉以外の幅広い分野）

目指す姿

多様な価値観や生活様式を踏まえ、時代にあった持続可能な地域づくりが行われています。

施策の方向性

- 住民や子どもが増え、地域行事が活発だった時代のまちづくりは変化し、人口減少・少子高齢化が進展するなかで、多様な価値観や生活様式を持つ住民によるまちづくりが求められています。
- 多様な考え方があり、地域活動に投入できるマンパワーも減っていくなかで、各地域で活動内容の見直しやより効率的で効果的な進め方などを考え、地域を協働で運営していくことを支援します。
- 住民が快適で安全に生活していけるように、防災・防犯・清掃・交流などの住民共通の暮らしの課題や行事に対応していくことが必要です。

図表 14　自治会加入率の推移

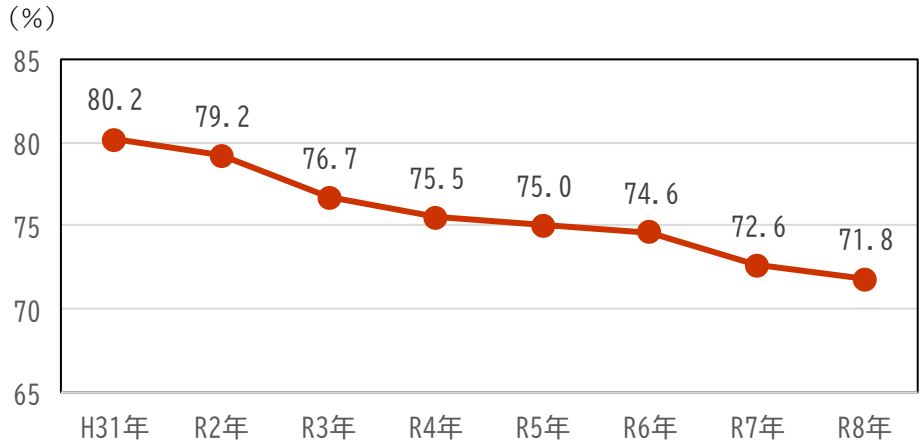

出典：地域づくり課（各年１月１日）

図表 15　区や地域には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある

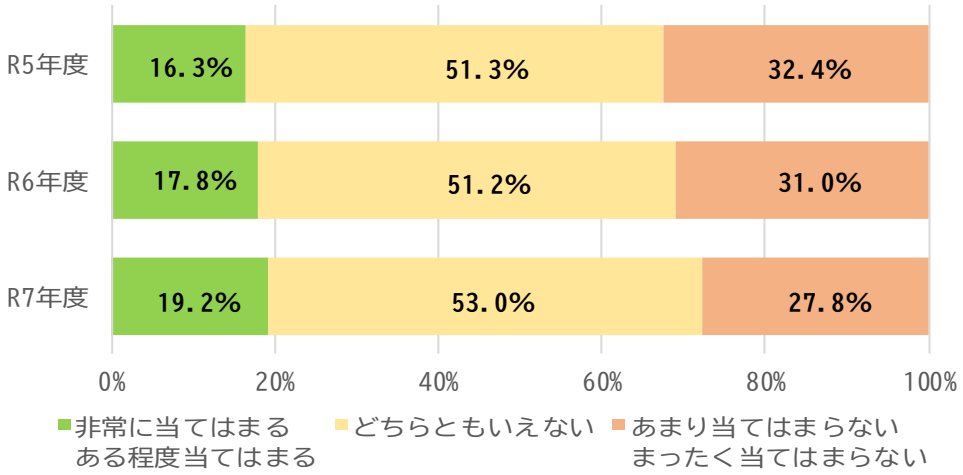

出典：市民意識調査

活動指標

■地域活性化事業に係る補助金等により地域ごとに事業に取り組んだ件数		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
20 件	件	件

■区や地域にはどんな人の意見でも受け入れる雰囲気があると思う市民の割合		
現状値		目標値 【令和 11 年度】
【基準年度:令和５年度】	【令和８年度】	
16.3%	%	%

主な取組

取組１：地区の実情に合わせた持続可能な地域活動の実践

	内容	担当
1	＜自治組織の見直し＞ ● 【拡充】自治会の役員等の負担が大きくなっているため、自治会役員への充て職や市からの依頼事項等を見直すとともに、自治会運営マニュアルを公表するなど、自治会の効率的な運営を支援します。 ● 自治会以外の多様な主体による地域づくり活動の創出を支援します。	地域づくり課 地域共生推進課
2	＜地域づくり活動への支援の充実＞ ● 地域づくりへの多様な主体の参画を促すため、地域の課題解決に向けた主体的な取組を支援するとともに、地域課題の解決に向けた対話を促すなど、地域人材の発掘、育成を支援します。	地域づくり課 地域共生推進課

取組２：災害等に備えた地域づくり

	内容	担当
1	＜災害に備えた地域づくり＞ ● 塩尻市避難所運営マニュアルに基づいた避難所開設・運営訓練や、地域における防災訓練等の実施を支援し、地域で互いに支え合う災害に強い地域づくりを進めます。	危機管理課
2	＜地域防災力の向上＞ ● 消防団や自主防災組織等の活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。	危機管理課
3	＜犯罪のない地域づくり＞ ● 地域の防犯活動などを行っている塩尻・朝日防犯協会連合会の活動等を支援するとともに、地域の防犯活動を周知するなど、犯罪のない地域づくりを推進します。	危機管理課 地域づくり課 支所・地区担当

地域・市民の皆さん　こんなことからはじめてみよう！

- ✧ 地域で行われている行事や環境整備作業に参加してみよう。
- ✧ 日頃から地域の防災や防犯に関する情報に関心を持とう。
- ✧ 普段から災害に備え、避難所を把握したり、食料を備蓄したりするなどの準備をしよう。